

# 八千代市新型インフルエンザ等 対策行動計画概要

平成26年9月

八千代市

# I 八千代市新型インフルエンザ等対策行動計画について

## これまでの経緯

平成 21 年 4 月	新型インフルエンザ(A/H1N1)発生
平成 21 年 5 月	八千代市新型インフルエンザ対応方針
平成 21 年 11 月	八千代市新型インフルエンザ行動計画
平成 24 年 5 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法公布
平成 25 年 4 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
平成 25 年 4 月	八千代市新型インフルエンザ等対策本部条例施行
平成 25 年 6 月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画
平成 25 年 6 月	新型インフルエンザ等対策ガイドライン
平成 25 年 11 月	千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画

＜八千代市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成＞  
 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、市行動計画を作成し、国、県、事業者等と連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進する。

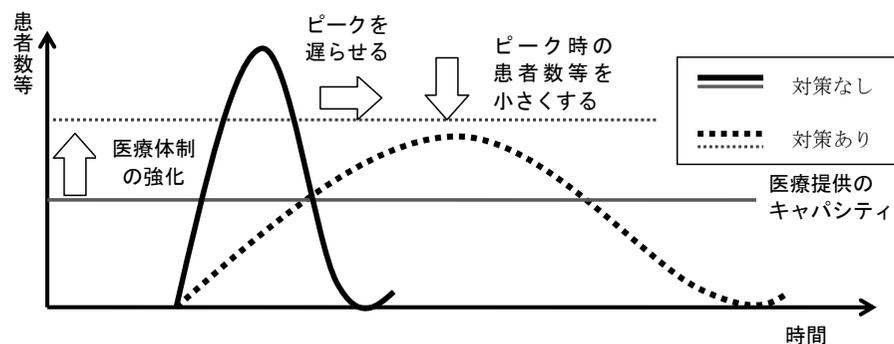
### 対策の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

## 【対策効果の概念図】



### 参考:被害想定

- 発病率 市人口の約 25%
- 医療機関受診者数 約 19,000 人～約 37,000 人
- 死亡者数 約 240 人～約 950 人
- 従業員の欠勤率最大 40%程度  
(ピーク時の約 2 週間)

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の医療体制等を考慮していない

## Ⅱ 従来計画との比較

- 特措法に基づき政府行動計画、千葉県行動計画の内容を踏まえて作成
- 病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示した

項目	新	旧
対策本部の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等が発生した場合、市危機警戒本部を設置。</li> <li>・政府が緊急事態宣言を行った場合、速やかに市対策本部に移行。</li> <li>・条例で規定の「八千代市新型インフルエンザ等対策本部」へ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八千代市新型インフルエンザ対応方針で規定の「八千代市新型インフルエンザ対策実施本部」。</li> </ul>
対象となる感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザだけでなく、全国的かつ急速まん延のおそれのある新感染症も対象。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザのみ。</li> </ul>
感染拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府による緊急事態宣言。</li> <li>・知事が外出自粛や施設の使用制限の要請等を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出自粛や施設の使用制限は市が要請。</li> </ul>
医療体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国者・接触者相談センターに相談後、帰国者・接触者外来を受診する。</li> <li>・患者数が増加した場合は、県の要請により、一般の医療機関を受診する体制に切り替える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱相談センターに相談し、発熱外来を受診。</li> </ul>
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定接種(医療従事者や生活・経済の安定に寄与する業務等を行う事業者等が対象)を法定化。</li> <li>・市は、住民接種(市民が対象)を実施。集団接種を基本とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な基準等はなし。</li> </ul>

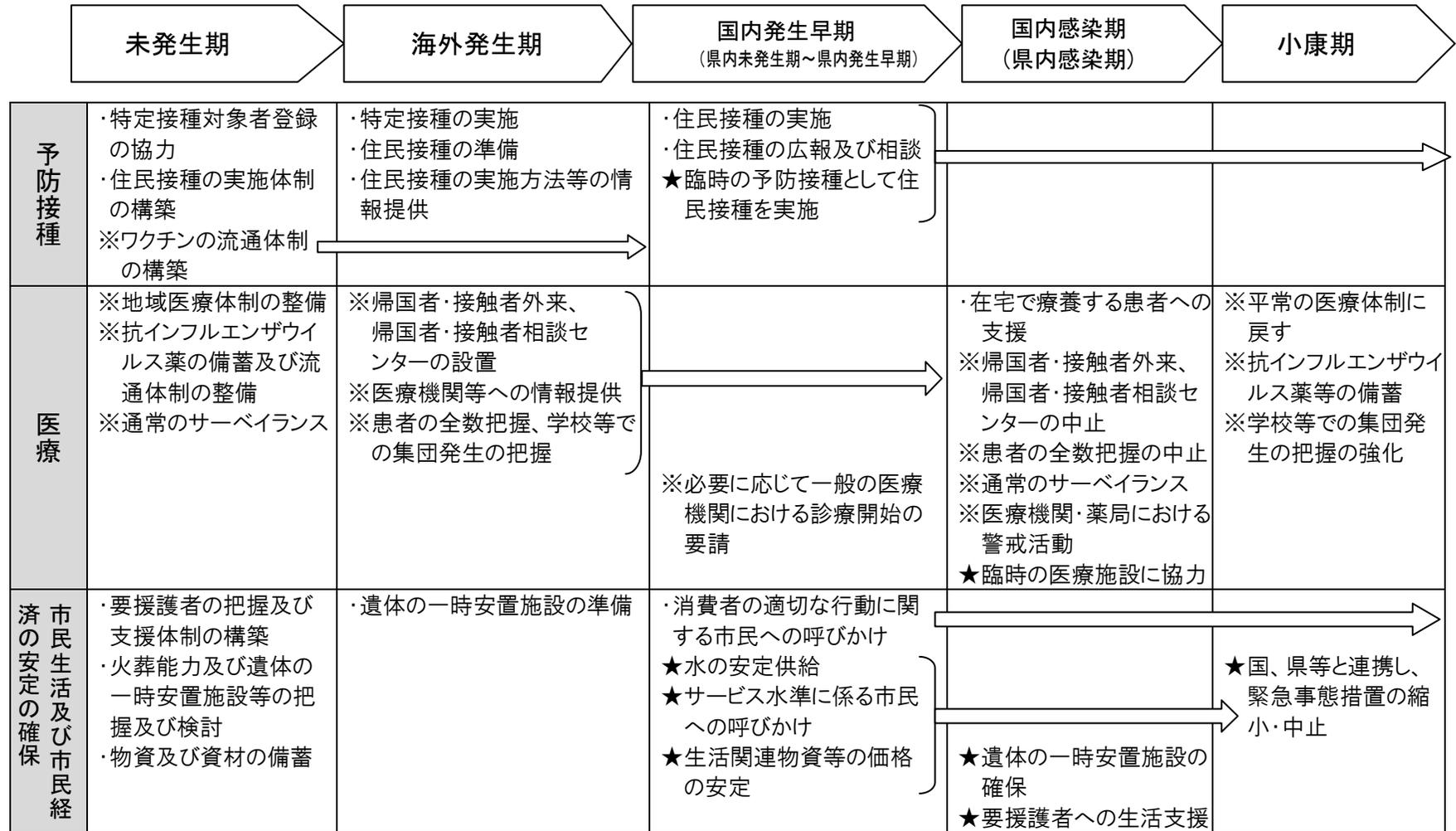
### Ⅲ 発生段階ごとの対策

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期～県内発生早期)	国内感染期 (県内感染期)	小康期
対策の 考え方	・発生に備えた体制整備 ・発生した場合の対応等の 情報提供	・積極的な情報収集と情報提 供 ・市内発生に備えた体制整備	・流行のピークを遅らせるため の対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備 ★政府は必要に応じて緊急事 態宣言を行う	・感染拡大防止から被 害軽減に変更 ・必要なライフライン等 の事業活動を継続	・対策の評価 ・社会・経済活動の回復
実施体制	・市行動計画の策定 ・国、県、他市町村等と の連携強化	※政府対策本部設置 ※県対策本部設置 ※基本的対処方針の発表 ・市危機警戒本部の設置	★市対策本部に移行 ・対策に関する情報収集及び 周知等	★他の地方公共団体 による代行、応援等	・緊急事態解除宣言が 行われた場合は、市対 策本部を廃止 ・対策の評価と見直し
情報提供 ・共有	・継続的な情報提供 ・相談窓口等の体制整備	・迅速な情報提供 ・相談窓口の設置	・発生状況や対策等について 情報提供 ・相談窓口の充実及び強化		・第二波に備えた情報提 供と注意喚起 ・相談窓口の縮小
まん延防 止	・個人の感染対策の普及 ・地域、職場における感 染対策の周知 ・水際対策への協力	・個人の感染対策の実施 ・地域、職場における感 染対策の周知	★県が不要な外出自粛要請 ★県が施設の使用制限要請		・渡航者等への情報提供 と注意喚起

(注)段階は目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する

★緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

※国、県が実施する対策



(注)段階は目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する

★緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

※国、県が実施する対策